

令和8年度大阪市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度大阪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	1,792,000 世帯
(2) 年 間 総 給 水 量	409,829,000 立方メートル
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1,122,819 立方メートル
(4) 主 要 事 業 の 概 要	
水道施設基盤強化の推進	20,473,638 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	千円
第1款	水道事業収益		73,789,379
	第1項	営業収益	71,512,215
	第2項	営業外収益	2,277,164

		支 出	千円
第1款	水道事業費用		65,668,813
	第1項	営業費用	61,728,192
	第2項	営業外費用	3,880,621
	第3項	予備費	60,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,579,186千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,313,472千円、減債積立金2,878,651千円及び損益勘定留保資金20,387,063千円で補填するものとする。）。

		収 入	
			千円
第1款	資本的収入		8,387,640
		千円	
第1項	企業債	6,500,000	
第2項	補助金	8,116	
第3項	固定資産売却代金	462,693	
第4項	工事負担金	1,314,714	
第5項	分担金	37,888	
第6項	雑収入	64,229	
		支 出	
			千円
第1款	資本的支出		33,966,826
		千円	
第1項	建設改良費	26,929,140	
第2項	償還金	6,972,393	
第3項	積立金	64,117	
第4項	雑支出	1,176	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
	令和 年度	千円
配水設備整備工事	9～13	37,943,000
浄送水設備整備工事	9～15	13,181,000
給水装置整備工事	9～11	1,310,000
事業所整備工事	9～10	256,000
営業関連運営事業	9～15	33,665,000
監視制御システム整備事業	9～34	25,811,000
水道情報システム事業	9～13	71,000
事業所管理事業	9	26,000
経営事務事業	9	20,000
職員健康管理事業	9	12,000
桜並木通り抜け運営事業	9	10,000
水道記念館学習施設 企画運営事業	9	4,000
事務用物品調達事業	9	5,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
浄配水設備 改良事業	6,500,000	普通貸借又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）。	年9.5%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度から 据置期間を含め、40年 以内に償還する。 ただし、本期間中に未 償還額の範囲内におい て借り替えることがで きる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 水道事業基金積立金に不足が生じた場合における建設改良費及び積立金の間の流用

(貯蔵品購入限度額)

第9条 貯蔵品の購入限度額は、3,500,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	そ の 他 固 定 資 産	金地金	21kg	売払い